

備前地域ソーシャルビジネス創出応援事業実施要領

1 趣旨

ソーシャルビジネス（以下「SB」という。）の手法により備前地域の社会的課題の解決を図るため、事業者等からSBプランを募集し、優れたSBプランに対して表彰するとともに、その取組を支援する。

このことにより、持続可能な地域づくりを推進し、活力あふれる備前地域を創出する。

2 主催

備前県民局

3 募集内容

(1) 募集するプラン

備前県民局管内において、社会的課題を解決するためのソーシャルビジネスのプランであって、次の要件をすべて満たすプランとする。

ア 有償で実施される取組であること。

イ プランの内容が実施主体だけの利益でなく、地域社会への貢献を重視していること。

ウ 地域の資源（人的、物的、環境等）を活用していること。

エ ビジネス性を有し、継続的に実施される取組であること。

オ アイデアに富み、モデル性が高い取組であること。

カ 実施に必要な関係法令等に規定する許認可等を得ていること、又は得る見込みがあること。

キ 同一の内容で岡山県から補助金等の支援を受けていないこと。

※プラン例

産業の活性化：障害者の就労を支援する施設等とコラボして新商品・サービスを開発し、販売・提供するプラン

他の企業とコラボして社会的課題を解決する新商品・サービスを開発し、販売・提供するプラン

活気ある商店街の復活、空き店舗の再生

地域生活支援：公共交通の不便な地域における移動手段の確保

商店やガソリンスタンドが閉鎖した地域の買い物支援

※ソーシャルビジネスの定義

- ・様々な社会的課題（高齢化問題、環境問題、子育て・教育問題など）を市場として捉え、その解決を目的とする事業。「社会性」「事業性」「革新性」の3つを要件とする。
- ・推進の結果として、経済の活性化や新しい雇用の創出に寄与する効果が期待される。
「社会性」：現在、解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。
「事業性」：ミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと。
「革新性」：新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。また、その活動が社会に広がることを通し新しい社会的価値を創出すること。

（経済産業省：ソーシャルビジネス推進研究会報告書からの抜粋）

(2) 応募条件

法人、任意団体、個人事業主または個人で、アのいずれかに該当する者とする。
ただし、イのいずれかに該当する者を除く。

ア (ア) 新たにＳＢを始める者

(イ) 事業中のＳＢ以外のＳＢに進出しようとする者

(ウ) 事業開始３年以内のＳＢについて、事業規模の拡大、顧客の拡大、または運営の仕組みのブラッシュアップ等に取り組もうとする者

イ (ア) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的とする者

(イ) 暴力団員等に該当する者、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者

若しくは暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ウ) 県税の滞納がある者

(エ) 平成 26 年度備前地域ソーシャルビジネス創出応援事業で優秀賞を受賞した者

4 応募方法

・ 所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、備前県民局地域政策部地域づくり推進課（〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1）あてに送付（持参可）。

応募用紙等は備前県民局のホームページからダウンロード可。

（備前県民局 <http://www.pref.okayama.jp/site/11/>）

・ 応募期限は平成 27 年 9 月 24 日（木）午後 5 時

・ 提出書類は、応募用紙及び添付書類 各 1 部

5 審査

一次審査（書類審査）及び最終審査（プレゼンテーション審査）を経て受賞者を決定する。

○一次審査

概要：平成 27 年 10 月上旬（予定）、書類審査

審査結果：文書により応募者に通知する。

○最終審査

概要：平成 27 年 10 月 30（金）（予定）、プレゼンテーション審査

一次審査通過者が公開の場で行うプレゼンテーション審査（詳細は一次審査通過者に連絡する。）

審査結果：平成 27 年 11 月 13 日（金）（予定）に発表し、表彰式を行う。

○審査基準

項目	評価内容
社会貢献性	課題は公益性があるか。
	課題の現状と今後の推移を分析しているか。
	実施することにより課題解決が見込まれるか。
事業性	事業実施にあたり十分な体制となっているか。
	実現性の高い事業計画（スケジュール・資金）であるか。
	地域のニーズに応え、持続的発展や取組の定着が見込まれるか。
革新性	アイデアに富んでいるプランであるか。
	モデル性が高く、他地域への波及効果が期待できるか。
協働・連携性	地域（市町）等と連携する体制ができているか。
	他の事業者等とコラボした取組であるか。

6 表彰（予定）

優秀賞（2者） 賞状・賞金50万円

審査員奨励賞（若干名） 賞状・賞金 5万円

注1）表彰は公開の場で行う。

注2）審査の結果、各賞について該当者無しとなる場合がある。

注3）優秀賞の賞金のうち40万円は、確実に事業化・拡充等が見込まれることが認められた場合に、平成28年3月末までに授与する。

注4）審査員奨励賞は、必ずしも審査基準に基づく得点に関わらず、アイデア性や地域貢献性等に優れていると認められるプランに対し授与する。

注5）優秀賞及び審査員奨励賞受賞者のプラン及びプランの実施に対しては、サポートチームが専門家派遣や市町を含めた関係団体への紹介等のサポートを行う。

7 留意事項

- ・最終審査、表彰は公開の場で行うので、特別なノウハウや秘密事項についてはあらかじめ法的保護を行うなど、応募者自身の責任で対処すること。また、応募者名、事業名、事業内容等、公開について差し支えがある記述について留意すること。
- ・応募に要する経費は応募者の負担とする。
- ・当事業への参加により応募者その他の者が損害を被った場合、その損害について主催者及び関係者は賠償する責を負わない。
- ・応募内容の確認や質疑を主催者から行うことがある。
- ・「3募集内容（1）募集するプラン、（2）応募条件」の要件を満たさないプランについては、審査を行わない。
- ・審査結果について、主催者が発表又は通知した内容以外の個別具体的な問い合わせには応じない。

- ・優秀賞受賞者は、主催者が指定する日（表彰日から概ね1ヶ月後）までに応募プランの受賞後の経過報告書（様式自由）を主催者に提出すること。
- ・提出された応募用紙・添付書類等は、返却しない。
- ・応募資格等に反する事項があった場合や、第三者の権利侵害を確認した場合は、審査結果の発表後であっても、受賞を取り消すことがある。
- ・権利侵害又は損害賠償等の問題が生じた場合、主催者は一切の責任を負わない。
- ・平成26年度備前地域ソーシャルビジネス創出応援事業で審査員奨励賞を受賞したプラン、または落選したプランであっても、ブラッシュアップしたものについては応募可能である。

8 問合せ・応募先

岡山県備前県民局地域政策部地域づくり推進課振興班

〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1

TEL 086-233-9880 FAX 086-233-9888

E-mail : bizen-kyodo@pref.okayama.lg.jp